

双葉町産業交流センターに係る指定管理者候補者選定方法及び選定基準

1 選定方法について

双葉町公の施設指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）により、書類審査及び面接審査を行い、審議する。

審査会において各応募者の提案等の内容を点数化し、評価点の平均が満点の6割以上の応募者の中から、その総合得点の高い順に指定管理者候補者、次点指定管理者候補者を選定する。

なお、応募者が1者の場合は、評価点の平均が満点の6割以上であり、履行能力があると認められた場合、当該応募者を指定管理者候補者として選定する。

2 選定基準等

提案等の点数化は次の選定基準等による。

選定基準	評価項目	審査の視点	配点
1. 町民の平等な利用が確保されるものであること。	(1)団体の理念、姿勢及び社会的責任 (2)公の施設の利用者への対応	①地域、関係団体との連携(交流、協力等)に対し、積極的で具体的な方策があるか。	10
		②地元企業への発注など地域経済への貢献に対する具体的な提案があるか。	10
		③利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか。	5
		④利用者等のトラブルの未然防止と対処方法は十分か。	5
		⑤サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか。	5
2. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図れるものであること。	(1)類似施設の運営実績 (2)効率的運営及び効率化への取組 (3)指定への意欲及び熱意	①事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか。	5
		②収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか。	10
		③管理に係る経費の縮減に向けた取組が図られているか。	10
		④交流人口の拡大に資する計画が具体的かつ効果的か。また、施設の利活用促進に係る計画があるか。（自主事業含む）	5
3. 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。	(1)団体の安定性及び継続性 (2)団体運営の公正性及び透明性 (3)団体運営における法令(条例を含む。)の遵守 (4)情報セキュリティ対策への取組 (5)施設管理の安全性への配慮 (6)職員の研修	①法令を順守する組織体制が整っているか。	5
		②個人情報保護及び情報公開への取組は適切か。	5
		③防犯・防災・緊急時の対応にかかる取組は的確で、事故防止にも取り組んでいるか。	5
		④適切な人員や有資格者を配置し、十分な育成・研修体制は講じられているか。	10
4. 指定管理料について	【1－(提案指定管理料/参考基準価格)】×100 上記計算により0～10点を配点する。 ※計算結果が10点以上の場合は10点とし、マイナスは0点とする。		10

(合計 100点)

3 審査（採点）について

審査会は、面接審査後、「2 選定基準等」で示した表に基づき、審査の視点ごとに申請者の事業提案書類を評価し、下表に示す判定に応じた点数をつける。

判定	点 数	
	配点5点の場合	配点10点の場合
A：特に優れている	5	10
B：優れている	4	8
C：普通	3	6
D：劣っている	2	4
E：提案なし（記述なし）	0	0

※選定基準4. 指定管理料については、上記の表によらず、「2 選定基準等」に示す計算式に基づき算出する。